

社会生活を維持する上で必要な施設

| 施設の種類 | 要請内容 | 内訳 |
|------------|-------------------------------|--|
| 医療施設 | 適切な感染防止対策の協力要請 | 病院、診療所、薬局 等 |
| 生活必需物資販売施設 | 適切な感染防止対策の協力要請 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 |
| 食事提供施設 | 適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請 | 飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。) |
| 住宅、宿泊施設 | 適切な感染防止対策の協力要請 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等 |
| 交通機関等 | 適切な感染防止対策の協力要請 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機 物流サービス(宅配等) 等 |
| 工場等 | 適切な感染防止対策の協力要請 | 工場、作業場 等 |
| 金融機関・官公署等 | テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 |
| 社会福祉施設 等 | 適切な感染防止対策の協力要請 | 保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園 等 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業 |
| その他 | 適切な感染防止対策の協力要請 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等 |

【別表】適切な感染防止対策

| 目的 | 具体的な取組例 |
|-------------------------|--|
| 発熱者等の施設への入場防止 | 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 |
| | 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限 |
| 3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止 | 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保) |
| | 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) |
| | 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用) |
| 飛沫感染、接触感染の防止 | 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| | 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| | 店舗、事務所内の定期的な消毒 |
| 移動時における感染の防止 | ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) |
| | 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等) |
| | 出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限 |